

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程

令和2年4月1日（最終改正：令和3年1月20日）

財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。以下「主務省令」という。）及び農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年農林水産省令第22号）の規定に基づき、輸出証明書の発行、適合区域の指定及び適合施設の認定並びに登録認定機関の登録に係る手続を次のとおり定める。

第1 輸出証明書の発行に関する手続

1 主務大臣による輸出証明書の発行

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき主務大臣が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第3条関係）
- (2) 主務大臣は、法第38条第1項の規定に基づき、主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第38条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による輸出証明書の発行

- (1) 法第15条第2項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第5条関係）
- (2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第38条第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第38条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。
- (4) 都道府県知事等は、輸出証明書の取消しを行った場合は、別添様式1により、遅滞

なく主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第36条関係)

3 主務大臣

法第15条第1項(輸出証明書の発行に関する手続に係る部分を除く。)及び第38条(輸出証明書の発行に関する事項に限る。)における主務大臣は、別表1及び別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第34条関係)

第2 適合区域の指定に関する手続

1 主務大臣による適合区域の指定

法第16条第1項及び第3項の規定に基づき主務大臣が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第4項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第8条及び第11条関係)

2 都道府県知事等による適合区域の指定

(1) 法第16条第2項及び第3項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第4項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第10条及び第11条関係)

(2) 都道府県知事等は、適合区域の指定若しくはその取消し又は当該適合区域の変更を行った場合は、法第16条第5項の規定に基づき、別添様式2により、1か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第12条関係)

3 主務大臣

法第16条(適合区域の指定及び確認に関する手続に係る部分を除く。)における主務大臣は、別表1及び別表2の適合区域の指定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第34条関係)

第3 適合施設の認定に関する手続

1 主務大臣による適合施設の認定

(1) 法第17条第1項及び第4項の規定に基づき主務大臣が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第5項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農

林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 14 条及び第 19 条関係)

- (2) 主務大臣は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 16 条及び第 19 条関係)
- (2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。
- (4) 都道府県知事等は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項(法第 38 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別添様式 3 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 20 条関係)

3 登録認定機関による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき登録認定機関が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 3 に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 18 条及び第 19 条関係)
- (2) 主務大臣は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 登録認定機関は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項の規定に基づき、別添様式 3 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当

該様式等を用いること。（主務省令第 20 条関係）

4 主務大臣

法第 17 条（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）及び第 38 条（適合施設の認定及び確認に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。（主務省令第 34 条関係）

第 4 登録認定機関の登録等に関する手続

法第 5 章第 2 節に規定する登録認定機関の登録の申請、登録認定機関の業務を適確に行うための基準、登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準、登録認定機関の業務規程の規定事項その他の登録認定機関の登録等の手続に関する事項は、別添に定めるとおりとする。（主務省令第 22 条から第 32 条まで関係）

第 5 留意事項

主務大臣及び都道府県知事等は、法第 11 条から第 13 条までの規定に基づき、事業者が行う輸出のための取組を促進するため、相互に連携を図りながら協力し、輸出証明書の発行等に必要な手続の整備、事業者への情報の提供及び助言等に努めなければならない。

第 6 改正手続

- 1 別表 1 から別表 3 までに掲げる別紙の規定については、当該別紙ごとにそれぞれ定める主務大臣及び農林水産大臣が改正することができるものとする。
- 2 別表 1 から別表 3 まで、別紙リスト及び別添の規定については、農林水産大臣が単独で改正することができるものとする。